

一条兼良著『花鳥余情』の系統に関する再考

——一条家伝来本、大内政弘送付本、および混態本の位置付け——

はじめに

岩 坪 健

『花鳥余情』とは源氏物語の注釈書で、著者は十五世紀に活躍した、碩学の誉れ高い一条兼良である。数多く編まれた源氏古注釈の中でも、本書は南北朝時代に作成された『河海抄』と共に、「両抄は必ず見では、かなはぬものなり。」と、本居宣長も『紫文要領』において称賛したほど、後世に多大な影響を及ぼした。

『花鳥余情』の伝本は約六十本あり、先学の研究により三系統に分類されている。しかしながら私が調査したところ、第四の系統が見出され、その存在により今まで未解決であった次の二点を解明するのが、本稿の目的である。

○従来の子系統の本文を混合したように見えるため、混態本と呼ばれていたものの正体が明白になる。

○奥書によると、一条家に伝来した本と、大内政弘に送付した本が存在する。しかしながら両者の具体的な本文異同は今まで不明であったが、それが明確になる。

一、従来の系統分類

本書は今まで兼良の奥書により、次の三系統に分類されていた。

- 1、初稿本。文明四年（一四七二）、兼良が七十一歳の年に完成したものの。
- 2、再稿本。文明八年に、大内政弘の所望により兼良が送付したものの。
- 3、献上本。文明十年に、後土御門天皇の勅命により兼良が奉じたものの。

初稿本と献上本に関しては、善本が実在する。まず献上本は第一冊が兼良自筆、以下は寄合書きであるが、全冊にわたり兼良が校合しており、原本と言えるものが、龍門文庫に収蔵されている⁽¹⁾。次に初稿本は兼良が脱稿した後、紹永法眼が整理して浄書したものを、文明九年から明応七年（一四九八）にかけて四条隆量が書写したのが現存し、所蔵者の名字にちなみ松永本と呼ばれている⁽²⁾。それらに比べ、再稿本は定本と言えるほどのものがなく、本文が良好な中野幸一氏蔵本（以下、中野本と称す）が翻刻されている⁽³⁾。

再稿本に原本かそれに近い伝本が確認されていないため、その諸本の中に実は第四系統の伝本が潜在していることを、次節で指摘する。

二、系統間の本文異同

三系統に大別されるといっても、著しい本文異同は全巻を通して僅かしかなく、伝本間の相違が大きい箇所として夙に知られているのは、次の二点である。

○桐壺の巻で、「内侍、宣旨うけたまはり伝へて、大臣おとど参りたまふべきよしあり」の項目が初稿本になく、再稿本と献上本にある。

○次の物語本文において、傍線^③の箇所を注した項目は初稿本にのみあり、代りに傍線^⑥の項が再稿本と献上本にのみある。

^④ともかくも違ふべきふしあらむを、のどかに見忍おぼばむよりほかに、ますことあるまじかりけり」と言ひて、わが妹の姫君は、この定めにかなひたまへりと思へば（帚木の巻）^④

一つめの例について、阿部秋生氏は三系統の本文を挙げて比較検討された^⑤。そのうち問題の再稿本を引用する。なお適宜、私に句読点を付し、見せ消ちにされた箇所は「」で括る。

内侍せんしうけたまはりつたへておと、まいり給へきよしあり

この下のこと葉に、御さかつきのついでに御うたなとよませ給へるよしみえたり。

しからは『西宮抄』に。^{いへるしやく}御遊おとど盃酒ハ殿上にてありて引入大臣をはさらに御前にめされて御さか月を給へるなるへし「ありとみえたるは盃酒は御殿にてあるへし。此物語二いへるに相違なき也。」

追案、『西宮抄』（下略）

末尾の「追案」以下は下部の余白に書かれているので、第六節で取り上げることにする。阿部氏は伝本の出典を示されていないが、冬良の書入れがあると記されているので（注⑩参照）、前掲本文は尊経閣文庫本と思われる。ここで注目したいのは、「」内の抹消された部分である。「盃酒は御殿にてあるべし」を消して、「盃酒は殿上にてありて」と直している。すなわち「盃酒」（酒宴）の場所が、「御殿」から「殿上」に変更されている。再稿本の諸本を調べると、多くは改訂後の本文のみであるが、一部の写本は改訂前の本文しかない。これは二種類の本文を、書写者が任意に選択したかのように見えるが、実はそうではない。というのは、その相違は前掲の帚木の巻の異同（傍線①・②項の有無）と深く関わるからである。

仮に改訂前の本文を持つ写本を再稿本第一類、改訂後のを再稿本第二類と名付けると、前者は「ともかくも」項（傍線①）、後者は「わが妹」項（傍線②）しかないと分けられる^⑥。これに初稿本と献上本も加えて整理すると、次のようになる。

○「ともかくも」項は、初稿本・再稿本第一類にあり、再稿本第二類・献上本にない。

○「わが妹」項は、初稿本・再稿本第一類になく、再稿本第二類・献上本にある。

この二項を比較すると、本文は異なるが主旨も結論も同じで、「わが妹」項は物語本文の引用を増やして、「ともかくも」項の見解を補強したと考えられる^⑦。それに対して桐壺の巻の異同は、兼良が本文の解釈を改めた結果、生じたことを明らかにする。

三、現代の解釈

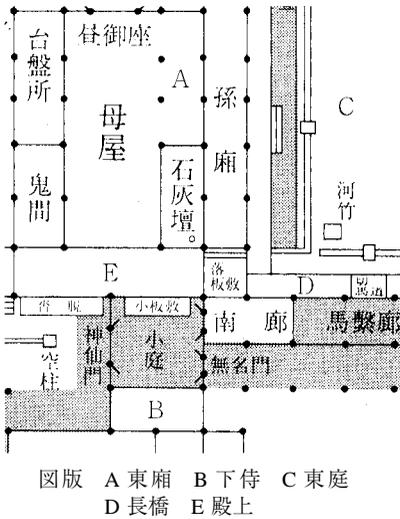
『花鳥余情』の注釈を検討する前に、現代の解釈を物語本文に沿って押さえておく。光源氏の元服の儀式が催されたのは、「おはします殿での東の廂」（帝が常にお住まいの清涼殿の東廂。図版のA）であった。加冠の儀が済んだ後、源氏は一旦「御休み所」（殿上の南向かいにある下待。図版のB）に退出して、成人の衣装に着替え、清涼殿の東庭（図版のC）に降りて拝舞した。そのあと、

（源氏は）さぶらひにまかだたまひて、人々大御酒おほみきなど参るほど、親王みこたちの御座の末に、源氏着きたまへり。

とあり、酒宴が開かれたのは「さぶらひ」で、その場所は源氏が着替えた「御休み所」と同じと見なされている。やがて左大臣は、帝から召されて参上する。

御前おまへより、内侍、宣旨おとじうけたまはり伝へて、大臣参りたまふべき召しあれば、参りたまふ。（中略）御さかづきのついでに、（以下、贈答歌あり）と奏して、長橋よりおりて舞踏したまふ。

大臣は「長橋」（清涼殿から紫宸殿に通じる廊下。図版のD）から東庭に降りて拝舞したので、帝から盃を賜り和歌を詠み合った



のは、元服が執り行われた東廂と考えられる。すると帝は、加冠の儀が終った後も東廂に残り、宴会は下侍で行われ、左大臣のみ帝のお召しにより、下侍から東廂へ移動したことになる。

四、『花鳥余情』における解釈の変化

『花鳥余情』による物語本文の解釈は系統により異なり、これは兼良の考えが推移したからと考えられる。以下、系統別に本文を列挙する。

○初稿本（松永本）

さふらひにまかて給て

侍は殿上の事也。これにて殿上人をば「みさふらひ」と歌などにもよめり。又、侍臣ともいふ也。源氏元服の時、主上さふらひ所の御椅子につき給て御遊盃酒などありと『西宮抄』にみえたり。其時、冠者は親王の座の次に着する也。此物語のおもては内侍せんしうけ給りつたへて、おと、まいり給ふへきよしあり。其下の詞に御さかつきのついでに御歌なとよませ給へるよしみえたり。しからは盃酒の事も御殿にてあるへきにや。

○再稿本（尊経閣文庫本） 「」内は見せ消ちにされた本文

さふらひにまかて給て

侍は殿上の事也。これによ「り」て殿上人をば「御さふらひ」と、うたなどにもよめり。又、侍臣ともいふ。内侍せんしうけたまはりつたへておと、まいり給へきよしあり

この下のこと葉に、御さかつきのついでに御うたなど、よませ給へるよしみえたり。

しからは『西宮抄』に^{いへるべく}○御遊盃酒ハ殿上にてありて引入大臣をはさらに御前にめされて御さか月を給へるなるへし「ありとみえたるは盃酒は御殿にてあるへし。此物語二いへるに相違なき也。」

追案、『西宮抄』（下略）

○献上本（龍門文庫本）

さふらひにまかて給て

侍は殿上の事也。これにて殿上人をは「御さふらひ」と、うたなどにもよめり。又、侍臣ともいふ。

内侍せんしうけたまはりつたへておと、まいり給へきよしあり

この下のこと葉に、御さかつきのついでに御うたなど、よませ給へるよしみえたり。しからは『西宮抄』にいへることく御遊盃酒は殿上にてありて、引入大臣をはさらに御前にめされて御さか月を給へるなるへし。

追案、『西宮抄』（下略）

いずれの系統も第一文は「侍は殿上の事也」とあり、それによると物語本文の「さふらひ（侍）」は「殿上」（殿上の間。図版のE）を指し、下侍（図版のB）とする現代の解釈とは異なる。それはさておき、系統間の最大の相違は先に述べたように、元服後の酒宴の場所が「殿上」（Eの殿上の間）か「御殿」（Aの東廂）かであり、初稿本と再稿本第一類は「御殿」、再稿本第二類と献上本は「殿上」である。再稿本第二類と献上本はほぼ同文であるのに対して、初稿本と再稿本第一類は主旨は同じでも断定の度合いが異なる。初稿本の末尾は「盃酒の事も御殿にてあるへきや」と軽い疑問で、判断を控えているのに反して、再稿本第一類は「盃酒は御殿にてあるへし」と断言している。

このように違うのは、『西宮抄』の読み方が替わったからである。初稿本では「主上さふらひ所の御椅子につき給て御遊盃酒なとありと『西宮抄』にみえたり」として、「盃酒」は「さふらひ所」、すなわち「殿上」でなされたと解した。にもかかわらず結論を「御殿」に改めたのは、物語に合わせたからである。左大臣は帝に召され、「長橋よりおりて舞踏したまふ」と物語にあり、「長橋」の解釈は現代と同じで、「長橋といふは御殿より南殿へかよふ廊也」である。ということは帝は「御殿」にいるわけで、帝は「さふらひ所」（殿上の間）にいと記す『西宮抄』の注解と齟齬するため、ひとまず物語の内容に合う方を結論に採用したが、「御殿にてあるべきにや」と弱い口調になったのである。

ところが再稿本第一類では、「西宮抄に御遊盃酒ありとみえたるは、盃酒は御殿にてあるへし」となり、『西宮抄』の解釈が変化している。『西宮抄』に記された「御遊盃酒」の場を、初稿本は「殿上」としたのに、再稿本第一類では「御殿」と改めている。このように転換したのは、左記の項目に引かれた『西宮抄』の一節「天皇御侍椅子」（天皇、侍の椅子におはします）の読解を変更したからである。

おはします殿のひんかしのひさしにひんかしむきに御いして、くわんさの御座引入の大臣の御さ御前にあり

『西宮抄』一世源氏元服御装束同親王儀（中略）天皇御侍椅子王卿已下候有御遊盃酒（中略）

今案、親王の元服の時は昼御座を撤して大床子二脚をたて、出御あり。源氏の元服には殿上の御椅子をうつさる、なり。（中略）*但、『西宮抄』のことは「御装束同親王儀」とあれは、なを大床子所たつべきにや。其下に「天皇御侍椅子」とあり。殿上の御椅子はもとのまゝにてありとみえたり。

（本文は初稿本系統の松永本による）

末尾の二文に注目したい。それによると殿上の御椅子は動かさないとあるので、元服の儀式が御殿で行われたのち帝が殿上に赴き、そこで御遊盃酒が開かれたことになる。その場合、帝は御殿にいて、左大臣を召したという物語の内容と食い違ってしまう。その矛盾を解決するため、初稿本の最後の部分（*以下）を、再稿本第一類は次のように変更した。

『西宮抄』ニ「天皇御侍椅子」トアリ。殿上ノ御椅子ヲウツサル、ト見エタリ。此物語ノ心ト相違ナキニヤ。
（本文は注(6)の本居文庫本による。再稿本第二類・献上本も同文。なお末尾本文を「物語の心と相違にや」とする伝本が、再稿本第一類の中にある）

『西宮抄』の「天皇御侍椅子」を、初稿本は「殿上の御椅子はもとのまゝにてあり」（帝が座る椅子は殿上から動かさない）と解したが、再稿本第一類は「殿上の御椅子をうつさるゝ」（殿上の椅子を動かす）と捉え直したのである。すなわち「侍」にいつも置かれていた椅子を、帝がいる「御殿」に移したと考えたのである。そうすれば帝が御殿で左大臣に賜杯したという物語の記述に合うので、この項では「此物語の心と相違なきにや」、前掲の項では「此物語にいへるに相違なき也」と断定するに到ったのである。

このように再稿本第一類では「盃酒は御殿にてあるへし」と断言したのに、再稿本第二類では「御遊盃酒は殿上にてありて」と、「盃酒」の場を変えている。これは第二類では、「御遊盃酒は殿上にてありて、引入大臣をはさらに御前にめされて、御さか月を給へるなるへし」として、現代の解釈のように宴会は殿上、賜杯は御殿と分けたのに対して、第一類では宴会も賜杯も御殿と捉えたからである。ここで今までに述べたことを整理すると、次のようになる。なお、いずれの場合も元服の儀式が行われたのは、物語に「おはします殿の東の廂」とあり清涼殿の東廂、賜杯も物

語に「長橋よりおりて舞踏したまふ」とあるので清涼殿の東廂と見なし、それは現代の解釈と同じである。

○初稿本：宴会も賜杯も同じ場所と見る。『西宮抄』の「天皇御侍椅子」。(中略)有御遊盃酒」を、天皇が侍(殿上の間)へ出向き、そこで宴が開かれたと解くため、賜杯は御殿でと記す物語と一致しない。そこで『西宮抄』の記事よりも物語を優先して、宴会も賜杯も御殿で行われたかとする。

○再稿本第一類：宴会も賜杯も同じ場所と見る。『西宮抄』の一節を、普段は殿上に置かれている椅子を御殿に移して、すべての行事が御殿で催されたとする。

○再稿本第二類：殿上の椅子を御殿に移して、元服の儀式が行われた。その後、帝は御殿に留まり、人々は殿上に移り宴が開かれた。左大臣だけが帝に呼び出され、御殿で盃を賜った。

○献上本：再稿本第二類と同じ解釈。

『西宮抄』の読み方は、初稿本のみ異なる。また宴会と賜杯の場を、初稿本と再稿本第一類は同じ所、再稿本第二類と献上本は違う所とする。現代の注釈書は、再稿本第二類に似るが、「さぶらひ」の解釈は異なる。宴会場所の「さぶらひ」も源氏が着替えた「御休み所」も、現在は同じ所と見て下侍とするのに対して、『花鳥余情』では「御休み所」は下侍⁽⁸⁾、「さぶらひ」は殿上の間と分けている。

五、一条家伝来本と大内政弘送付本の本文異同

再稿本系統に属する尊経閣文庫本には、一冊めの巻末に次の識語がある。

右首書小注者、『河海抄』等之説也。後日愚叟、少々書加之畢。此内又、故禪閣御説等、相交之。書写并披見之輩、御抄与首書不可混乱者也。

明応六年仲春吉日 一条冬良公花押 (付箋)

前博陸侯 (花押)

これは兼良が没して十六年後の明応六年（一四九七）に、兼良の子息である冬良が記したものである。それに関して伊井春樹氏は以下のように述べられた。

ここに記されるように本文の行間等に細字の書入れ（河海抄等）がなされるが、第一冊にはとくにそれが多い。冬良は故禪閣（兼良）の説も混じっているので、後世の書写者は注意するよう述べるのである。この伝本は文明八年に大内政弘に与えたのとは異なり、一条家に留められた再稿本なのであろう。すると再稿本には、一条家伝来本と、政弘送付本の二種が存在していたはずで、それらがいずれもすこしの異なりなどを見せていたに違いない。（注②の著書、三九二頁）

このように兼良が大内家に送った後も加筆したため、一条家伝来本は政弘送付本と本文を異にするようになったと推定される。

とはいえ両者の本文異同は、未だ具体的には示されていない。そこで前節でまとめた系統別の本文が当てはまるかどうか調べてみると、再稿本第一類は再稿本第二類と異なり、再稿本第二類は献上本と一致した。ということは大内家に送ったのは再稿本第一類で、それと同じものが一条家にもあったが兼良が改訂した結果、再稿本第二類が成立し、その家本を元に献上本が作成されたと推測される。すると政弘送付本は再稿本第一類、一条家伝来本は再稿本第

二類になる。そして尊経閣本は前掲の識語によると、一条家に伝来したものであり、従って再稿本第二類の原本と認められる。当写本において、系統分類の基準にされてきた帚木の巻の箇所を見ると、当然のことながら初稿本と再稿本第一類にある「ともかくも」項がなく、代りに再稿本第二類と献上本にある「わが妹」項を有する（第二節、参照）。

その一つ前の項目には、

さしあたりてをかしてもあはれとも 第七段、中將の右馬頭か詞也。

とあり、「さしあたりて」から始まる会話の主を、右馬頭から頭中將に変更している。右馬頭とする説は初稿本と再稿本第一類、頭中將説は再稿本第二類と献上本である⁽⁹⁾。尊経閣本に両説ともあるということは、兼良が再稿本第二類を作成したときはまだ旧説のままであり、後に新説に改めたと推測される。同様に、第四節の冒頭で系統別に列挙した項目においても、尊経閣本は再稿本第一類の本文を見せ消ちにして第二類に書き改めている。ゆえに尊経閣本から、再稿本第二類を執筆した当初の注解と、それを改訂した過程が窺われるのである。言い換えると当諸本は、再稿本第二類の原形と現形を留める貴重な資料と言えよう。

六、追加された注釈本文

今まで問題にした桐壺の巻の項目で、尊経閣文庫本には最終行の下部の余白に、細字で本文とは別筆で⁽¹⁰⁾、次の注釈が書き込まれている。

追案、『西宮抄』「御装束同親王儀」といへるは、猶、大床子の御座たるへし。「天皇御侍倚子」は元服の儀はて、主上、殿上に出御ありて御倚子に着し給ふて御遊の事ある[○]にや。是は物語の心に相違す^{へし}へし。

『西宮抄』の一節である「天皇御侍倚子」を、帝が殿上に行き、そのの倚子に座ると解釈している。この説によると、帝が御殿に左大臣を召したと記す物語と一致せず、そのため末尾で「是は物語の心に相違すへし」と判断している。これは初稿本の考え方とおなじで、再稿本第一類の注解（普段は殿上に置かれていた倚子を御殿に運び、帝が座る）とは異なる。さらに再稿本第二類では第一類の見方を踏まえながらも、それまで同じ所と見なしていた宴会と賜杯の場を分け、献上本は第二類の見解を踏襲している。このように初稿本から献上本に到るまでの過程において、論が発展して展開しているのに、この「追案」はその流れに逆行している。

すると、その案は兼良の考えを理解していない人が書き加えたかというところではない。献上本系統の龍門文庫本（注①参照）には、兼良自筆で「追案」以下が記され、前掲の本文と同文である。また尊経閣文庫本は余白に小字で書かれていたのに対して、龍門文庫本は「追案」以下を改行して、前行の文字と同じ大きさで記している。「追案」の内容は再稿本第一類にはないので、大内政弘に送付してから献上本が成立するまでの間に考え出され、献上本に採用されたことになる。これは「天皇御侍倚子」を読み直すと、再稿本第一類の解釈には無理があり、初稿本の方が自然であると評価し直したのであろう。というのは『西宮抄』によると、元服の儀の最中、帝は大床子に座るので（第四節に引用した「おはします殿」項、参照）、殿上から倚子を運ぶ必要はないからである。ただし、その説に従うと物語の内容と矛盾してしまうので、「追案」の末尾でそれを指摘している。兼良の飽くなき探究心が窺える一文である^③。

「追案」以下の文章は初稿本・再稿本第一類にはなく、再稿本第二類・献上本に見られる。再稿本第一類に属する中野本には、再稿本第二類の本文も加えられているが、末尾に「後々被改置分別注之」という注記があり⁽¹²⁾、それにより「追案」説は本来なかったことが分かる。この種の注記事項は、他の項目にも見られる。たとえば源氏が北山の僧都と話をした場面において、二首の和歌が詠まれた（若紫の巻、第26項）。再稿本第二類以外は贈答歌と見るのに対して、再稿本第二類は他系統と同じ本文を挙げたあと、「又案に、二首なから源氏の君の御歌なるへし。（下略）」として、二首とも源氏の作とする異見を立てている。この「又案」以下の異説に但し書きを付けた写本があり、中野本は冒頭に「付紙にあり」、書陵部本（五〇〇―六〇）も冒頭に「此詞ハ後ニあそはし入歟」、国会図書館本（別三―二七）は末尾に「後日置改分」と記している。

このほかにも、中野本には「後日示注也」「後日注也」という付記が数例あり⁽¹³⁾、その注釈の多くは松永本（初稿本系統）や尊経閣本（再稿本第二類の原本）には余白に書き込まれているが、龍門文庫本（献上本の原本）には殆ど見られない。同様に「後日注也」の類の注記がない勘物で、松永本と尊経閣本には追加され、龍門文庫本には無いものも多い⁽¹⁴⁾。その理由を推測すると、それらの注解は献上本が帝に奉じられた後に成立したか、献上本を編集するときに取捨選択され、大部分は採用されなかったか⁽¹⁵⁾であろう。あるいは当の注釈が再稿本第二類の諸本にはあまり見られないことから推理すると、当初は『花鳥余情』には追記されず別に保管されていたため、一部の伝本にしか伝わらなかったのかもしれない。

七、混態本の正体

混態本とは、従来の三系統の分類には当てはまらず、複数の系統の本文を持つため、そのように名付けられた系統で、伝本は三件あり、実践女子大学・鶴舞中央図書館・松浦史料博物館に所蔵されている。その特徴について、伊井春樹氏は以下のように指摘された。

桐壺卷の「さぶらひにまかで給て」「内侍せんじうけ給りつたへて云々」は再稿本なのだが、帚木卷では「ともかくもたがふべきふしあらんをのどかに見しのばん」の初稿本の注記を継承する。ただ、献上本の静嘉堂文庫本では、右の注記に続いて、再稿本の特色とされる「わがいもうとの姫君はこのさだめにかなひ給へり」の両方を持つている。内容的には重なる注記なので、こういった伝本から一項目削除してできあがった系統なのであろうか。(注②の著書、三九七頁)

献上本の静嘉堂文庫本のほか中野本のように、他系統の本文を追加した伝本は珍しくないのですが、この推論は十分成り立つが、本稿で立てた新しい系統分類に当てはめると、右記に示された二例のうち、帚木の巻で「ともかくも」項があるのは初稿本と再稿本第一類のみである。もう一例の桐壺の巻について、鶴舞中央図書館本の本文を引用する。

さむらひにまかで給て 侍は殿上の事也。是によりて殿上人をは

御さむらひと歌などにもよめり。又、侍臣とも云。

内侍せんじうけ給りつたへておと、まいる給へきよしあり

此下の詞に御さかつきのつゐてに

然は西宮抄に御遊盃酒ありと見えたるは

有へし此物語にいへる相違なき也

翻刻するにあたり、改行も写本の通りに揃えた。第二項の本文は所々抜けているが、実践女子大学本も同文である。これでは文意が通じないので、書写する際に故意に省略したのではなく、虫損などによる破損であろう。残された箇所を見ると、末尾は明らかに再稿本第一類の独自本文である。

混態本と見なされた三本のうち、二本（実践・鶴舞本と略称す）は再稿本第一類であるが、残りの一本（松浦本と略称す）は違う。まず帚木の巻を見ると、伊井氏も当本の解説（注②の著書、三九八頁）で指摘されたように、「ともかくも」項も「わが妹」項もあり、この箇所から系統を判断することはできない。次に桐壺の巻において、「さふらひにまかて給て」項の本文は前掲の鶴舞本と同じであるが、その次の「内侍宣旨うけ給つたへて」項は鶴舞本と異なり、再稿本第二類か献上本である。そこで系統を確定するため、再稿本第二類が他系統と注釈を異にする項目、具体的には夕顔の第14項（注⑭参照）と若紫26項（前節、参照）を調べると、松浦本は再稿本第二類に属する。ちなみに実践・鶴舞本は、その二項においても松浦本と本文が異なる。よって混態本とされた三本のうち、実践・鶴舞本は再稿本第一類、松浦本は再稿本第二類であることが判明した。

実践・鶴舞本と松浦本を比較すると、本文が大きく異なる箇所が散見され、前者は初稿本、後者は献上本と一致する⁽⁶⁾。これは初稿本の本文を再稿本第一類はそのまま引用したが、再稿本第二類では加筆して本文を改め、献上本は改訂された方を選択したからであろう。

八、抄出本『花鳥余情』の系統

次に引く奥書によると、宗祇は五十余歳のときに作成した『河海抄』と『花鳥余情』の抄出本を、八十歳になった明応九年（一五〇〇）に門弟の宗碩に譲与したことが知られる。

此四帖者、予五十有余之比、『河海』『花鳥』之中、令抄出者也。今八旬之末、門弟有宗碩云、道之志依異他、兩部之抄出所讓置也。

明応九年六月九日 宗祇在判⁽¹⁷⁾

『花鳥余情』が成立したときの宗祇の年齢を調べると、初稿本は文明四年で五二歳、再稿本第一類は同八年で五六歳、献上本は同十年で五八歳であり、いずれも五十代のときである。宗祇抄出本の系統を探るため、注(16)に列挙した項目に当たると、五項が採られており、そのうちの四項は初稿本・再稿本第一類と、他の一項は再稿本第二類・献上本と一致する⁽¹⁸⁾。同様に初稿本のみが他の系統と本文を異にする場合、抄出本は初稿本と同じもの（たとえば空蟬2）もあれば、他の系統と同じもの（夕顔6）もある。

このように抄出本の親本の系統が確定できない理由は、二通り考えられる。一つは巻により系統が異なるからである。たとえば書陵部本（五〇三―二〇七）は、全十五冊のうち第二冊が欠けていたため、冬良筆本を書写して補ったと識語にあるとおり、当本は献上本に分類されているが、第二冊は再稿本第二類である。二つめの理由は、他系統の本文を書き加えたからである。たとえば抄出本において桐壺の巻の第26項「おはします殿のひんかしのひさしに」

と、29「さふらひにまかて給て」・30「内侍せんしうけ給つたへておと、まいり給へきよし」を見ると、第一・二項は初稿本、第三項は再稿本第二類か献上本である。これは親本が初稿本で、それに無い項目を他系統から追加したと想定される。

兼良の奥書によると、初稿本が完成したのは文明四年十二月、献上本は同十年春のことであり、わずか五年余りの間に次々と改訂されている。宗祇はまず初稿本を入手して、それと異なる他系統の本文を書き入れていたものから、抜粋したのではなからうか。宗祇が兼良の新釈を熱心に取り入れた結果、抄出本には複数の系統本文が混在すると推測される。

九、系統分類の新基準

『花鳥余情』の系統は、今までは初稿本・再稿本・献上本に大別されていたが（第一節）、再稿本は更に第一類と第二類に分類される。第一類は大内政弘に送付された本、第二類は第一類を改訂した一条家伝来本で、尊経閣本が原本と認められる。奥書によると第一類は文明八年七月、献上本は文明十年春に完成したので、第二類はその間に成立したと推定される。なお献上本が清書された後も、兼良は注釈作業を続行したようである（第六節末）。

今後、新たに『花鳥余情』の写本が現れた場合、その系統を判別する方法を整理しておく。従来の基準は桐壺・帚木の巻に一件ずつあり、帚木では初稿本・再稿本第一類か、再稿本第二類・献上本かに分かれる（第二節）。桐壺では初稿本・再稿本第一類・第二類でそれぞれ本文が異なり、献上本は第二類と同じである（第四節）。今までの方法

では再稿本第二類と献上本を区別できないので、再稿本第二類が他系統と異なる項目を調べなければならない。それは二首の詠者（若紫の巻。第六節）と、夕顔の宿の向き（注15参照）である。

古人が所持本の『花鳥余情』にない注釈を別の伝本から見つけて、それを手拭本に書き込むと、系統間の相違が曖昧になってしまう。たとえば、宗祇が作成した抄出本に複数の系統が混在するのも、親本の段階で他系統の本文を加えたからと考えられる。同様に、翻刻されている中野本は再稿本第一類であるが、再稿本第二類の注釈が追加されているので、取り扱いに注意を要する（第六節末と注9・16参照）。

このように本文が純粹な伝本は稀であるが、幸いなことに本書には原本が二件―再稿本第二類の尊経閣文庫本、献上本系統の龍門文庫本―もあり、また初稿本には兼良が在世中に書写された松永本が現存するので、それらを用いて今後は本文批判しなければならない¹⁹⁾。

注

- (1) 第一冊の複製は龍門文庫複製叢刊13（同文庫、昭和五二年）、全冊の影印は龍門文庫善本叢刊・別篇2（勉誠社、昭和六一年）に収められている。
- (2) 伊井春樹氏編『花鳥余情』（源氏物語古注集成）1、桜楓社、昭和五三年）に翻刻されている。
- (3) 当本は江戸初期写で僧正慈海旧蔵本、中野幸一氏編『花鳥余情』（源氏物語古注釈叢刊）2、武威野書院、昭和五三年）に翻刻されている。なお『国文註釈全書』の底本に選ばれた内閣文庫蔵本も再稿本系統であるが、緒言に「帝國図書館本、三百五枝氏所蔵本、其ノ他数種ノ異本ヲ以テ対照校合セリ」とあり、他系統の本文が混在しているので、本稿では用いない。
- (4) 源氏物語の本文は、新潮日本古典集成による。以下、同じ。また本稿に転載した図版も、同書による。

一条兼良著『花鳥余情』の系統に関する再考

(5) 阿部秋生氏「天理本 伝一条兼良等筆『花鳥余情』について」、「ピブリア」11、昭和三年七月。

(6) 今まで再稿本に分類されていた諸本は、大部分が第二類に属する。第一類と認められるのは、今治市河野記念文化館、東京大学本居文庫、新潟大学佐野文庫（以上の三件は国文学研究資料館にマイクロフィルムあり）と、中野本（注③参照）、東北大学本などである。東北大学本に関しては、「初度本系統と再度本系統（岩坪注「初稿本系統と再稿本系統」に同じ）の中間に位置する一本である」と指摘されている（呉羽長氏「東北大学附属図書館所蔵『花鳥余情』について」、「日本文芸論稿」11、昭和五六年一月）。

(7) 参考までに以下、本文を引用する。初稿本は注②の松永本、献上本は注①の龍門文庫本による。物語本文を引用した箇所には「」を付し、二項で共通する箇所には傍線を引く。

ともかくもたかふへきふしあらんをのとかにみしのはん

これは女のおとこのたかひたる事あるを、はらたちゑんせすして、みしのふをいふなり。葵の上の心むけ、これにかなひ侍れば、中将の君、「わかひもうとの姫君は此きたにかなひ給へり」と思へる也。紫上は「ゑんすへき事を見しれるさまに」「にくからすかすめなす」。をとこの心までも、おさまるやうなり。これを女の本様にすへし。そのつきはたかふふしあれと、のとやかにみしのひて、かるくしくはらたち、ゑんしなともせぬなり。これは上らうのまことしきためしにすへし。紫上とあふひのうへとを女の本様にして、ほめたる心なり。

我いもうとのひめ君はこのさためにななひ給へり

上のこと葉に「た、ひとへに物まめやかにしつかなる心のおもむきならんよるへをそ、つゐのたのみ所には思をくへかりけり」とあり。又「うしろやすくのときき所たにつよくは、うはへのなさは、をのつからもてつけつへきわさをや」とあり。これらは葵のうへの心むけにかなへるゆへに、中将「わかひもうとの姫君は、このさためにななひ給へり」と思へり。又「ゑんすへき事をは、みしれるさまにほのめかし、うらむへからん事をは、にくからすかすかすめなさは、それにつけて」「わか心もおさまりもすへし」といへるは、むらさきの上の心さま、これにかなへり。かるかゆへに、あふひの上と紫のうへの事を女の本様にしていへる巻の心なるへし。

(8) 「かうふりし給て御やすみ所にまかて給て御そたてまつりかへて」の項に、「御やすみ所は冠者の休所也。康保二年八月御記云、下侍東第一間（中略）今案、一世源氏元服にも下侍をもて休所とす。西宮抄にみえたり。（下略）」とある。

- (9) ただし注(3)の中野本は「中将」であるが、他の再稿本第一類の諸本は「右馬頭」である。
- (10) 「細字で、本文とは別筆(しかも書入の冬良の字とも違うようだ)」と、阿部秋生氏は判断された(注(5)の論文)。
- (11) 「西宮抄」の「天皇御二侍椅子一玉御已下候有御遊盃酒」と物語が矛盾しないように解釈すると、以下のようになる。清涼殿の東廂で元服の儀式が終った後、帝も人々と同じく「さぶらひ(侍)」に出向き、そこで宴会が開かれた。宴の途中で帝のみ東廂に戻り、左大臣を呼び寄せた。この場合、帝の中座が物語には書かれていないことになる。
- (12) 「後々」の箇所が、国会図書館本(別三二一七)には「後日」とある。
- (13) 該当する項目を巻名と、巻ごとの通し番号(注(2)の翻刻に付けられた番号)で示すと、真木柱6、同13、同22、若菜上137である。
- (14) 該当する項目は、真木柱34、同61、梅枝47、若菜上139である(示し方は注(3)と同じ)。
- (15) たとえば再稿本第二類のみが、他の系統と本文解釈を異にする場合、献上本は再稿本第一類と第二類の両説を比較検討して、第一類を選択したと考えられる。その一例を示すと、夕顔の宿に夕日が射し込んでいるという一節に基づき、その家の向きが問題にされた(夕顔の巻、第14項)。尊経閣文庫本には、「昨日ゆうひの、こりなく 夕かほのやとは西むきの家照けるなるへし」とあり、西向き説を西にも面した南向き説に直している。新説は再稿本第二類にしかなく、他系統はすべて旧説である。これは第二類を作成した当初はまだ第一類と同じ解釈であったが、後に改訂され、第二類の諸本には新釈だけが伝わったと推定される。
- (16) 該当する項目を注(3)の示し方で列挙すると、明石97、松風47、朝顔54、野分5、若菜上6、同63、同105、若菜下64、同84、宿木6である。なお以上の項目において、再稿本第一類に属する中野本は、第二類と同文である。これは中野本が、第二類の本文を取り入れて改めたからであろう。
- (17) 本文は鶴見大学図書館蔵『花鳥余情抄出』による。その翻刻は池田利夫・高田信敬氏により、紫式部学会編『源氏物語と歌物語 研究と資料』(『古代文学論叢』9、武蔵野書院、昭和五九年)に収められた。以下に引用する本文も、この翻刻による。
- (18) その四項は明石30(通し番号は注(7)の翻刻に付けられたものによる)、松風8、若菜下27、同30、他の一項は宿木2である。たとえば初稿本・再稿本・献上本の本文を対照した一覧表が、注(2)と注(5)の論文に掲載されているが、注(2)に引かれた再稿本と注(5)の献上本は転写の過程で誤脱が生じたせいか、いずれも原本の本文とは大きく異なる。
- (19) 一条兼良著『花鳥余情』の系統に関する再考